

(令和2年6月19日)

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 永楽会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人永楽会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職功労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人の役員には、各年度の報酬等の総額が2,300万円の範囲内において、報酬並びに退職功労金を支給することができる。

2 この法人の評議員には、定款第8条に定める総額の範囲内において、報酬を支給することができる。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 常勤の理事に対する報酬の額は別表1に定める額とする。
- (2) 非常勤の役員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。
- (3) 評議員に対する報酬の額は別表3に定める額とする。
- (4) 役員に対する退職功労金は役員退職功労金支給規程に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与等支給規則の第8条の規定に準じて支給）

- (2) 退職功労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3ヶ月以内
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
 - 3 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職功労金にあつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
 - 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

- 第6条 役員等が理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあつた場合は、別表4に定める額を交通費として支給する。ただし、常勤の理事には、職員給与等支給規則に定める通勤手当を支給する。
- 2 交通費の支給時期及びその方法は、報酬の例による。役員等が出張する場合は、別に定める役員旅費規程（内規）に基づいて、旅費を支給する。
 - 3 役員等が職務の遂行に当って旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日、祝日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

(端数の処理)

- 第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、1円に切り上げる。

(公表)

- 第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

- 第10条 この規程の実施に関して必要な事項は理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

- 第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は定款の一部変更により平成30年7月20日から施行する。この規程の制定により、理事長報酬規程並びに役員等日当規程を廃止する。

附 則

この規程は、令和2年6月19日から施行する。

別表1（常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額300,000円

別表2（非常勤の役員報酬）

(1) 理事長

	日 額
理事会等会議への出席並びに 法人・施設業務のための出勤	15,000円

(2) 理事

	日 額
理事会等会議への出席並びに 法人・施設業務のための出勤	10,000円

(3) 監事

	日 額
監事監査等への出席並びに 法人・施設業務のための出勤	10,000円

別表3（評議員の報酬）

	日 額
評議員会への出席並びに 法人・施設業務のための出勤	10,000円

別表4（交通費）

自家用車の場合	1 km 当り 15 円又は実費額
自家用車以外の場合	実費額